

○長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

令和5年10月6日

条例第46号

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、本市における養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第2条 次条から第6条までに定めるもののほか、法第17条第1項の規定により条例で定める養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「省令」という。）に定める基準（省令第11条第5項に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、省令第21条第2項中「規定」とあるのは、「規定並びに長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年長崎市条例第46号）第3条の規定」とする。

(暴力団員等の排除)

第3条 養護老人ホームの設置者の役員及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であつてはならない。

2 養護老人ホームは、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

(設備の基準)

第4条 省令第11条各項（第5項を除く。）に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
- (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(身体的拘束等の報告)

第5条 省令第16条第5項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

(地域との交流行事)

第6条 養護老人ホームは、省令第18条第8項に定めるもののほか、地域との交流行事を行うよう努めなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。